防衛庁訓令第２号

内閣及び総理府所管国有財産取扱規程（昭和26年総理府訓令第３号）第50条の規定に基づき防衛庁所管国有特許権等の管理に関する訓令を次のように定める。

昭和40年１月８日

防衛庁長官　　小　　泉　　純　　也

防衛省所管国有特許権等の管理に関する訓令

改正　昭和48年10月15日庁訓第49号
昭和59年６月30日庁訓第37号
平成元年３月４日庁訓第６号
平成５年３月23日庁訓第７号
平成５年６月30日庁訓第45号
平成９年１月17日庁訓第１号
平成13年１月６日庁訓第２号
平成14年３月29日庁訓第41号
平成18年３月27日庁訓第12号
平成18年７月28日庁訓第83号
平成19年１月５日庁訓第１号
平成19年８月30日省訓第145号
平成20年３月25日省訓第12号
平成21年７月29日省訓第48号
平成27年10月１日省訓第39号
平成31年３月29日省訓第21号
令和元年６月20日省訓第８号
令和２年12月28日省訓第67号
令和４年３月15日省訓第10号
令和４年３月31日省訓第48号
令和４年７月25日省訓第63号

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、防衛省所管国有財産のうち、特許権、実用新案権及び意匠

権（国以外の者との共有に係るものを含む。以下「国有特許権等」という。）の管理を適正かつ効率的に行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この訓令において「各機関の長」とは、大臣官房各局にあつては官房長又は局長、防衛省本省の施設等機関にあつては施設等機関の長、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊にあつては統合幕僚長、陸上自衛隊、自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部にあつては陸上幕僚長、海上自衛隊及び海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院にあつては海上幕僚長、航空自衛隊及び航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院にあつては航空幕僚長、情報本部にあつては情報本部長、防衛監察本部にあつては防衛監察監、地方防衛局にあつては地方防衛局長、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官をいう。

第２章　管理

（管理の機関）

第３条　国有特許権等は、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）が管理するものとする。

（報告）

第４条　長官は、特許権、実用新案権若しくは意匠権を取得したとき又は国有特許権等について特許若しくは登録の無効その他の事由に基づく変動（以下「変動」という。）があつたときは、遅滞なく、その旨を防衛大臣に書面により報告しなければならない。

（発明等の部内実施の通知）

第５条　各機関の長は、国有特許権等に係る発明考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）を防衛省の部内において実施するときは、あらかじめ様式第１による国有発明等部内実施通知書を長官に送付しなければならない。

（発明等の部内実施終了の通知）

第６条　各機関の長は、防衛省の部内において実施している国有特許権等に係る発明等について実施の必要がなくなつたときは、様式第２による国有発明等部内実施終了通知書を長官に送付しなければならない。

（発明等の部内実施実績の通知及び報告）

第７条　各機関の長は、国有特許権等に係る発明等を防衛省の部内において実施した毎会計年度の実績を、様式第３による国有発明等部内実施状況通知書（以下「部内実施状況通知書」という。）により、翌年度５月15日までに長官に通知しなければならない。

２　長官は、前項の部内実施状況通知書に基づき毎会計年度の実績を様式第４による国有発明等部内実施報告書を翌年度５月31日までに防衛大臣に報告しなけ

ればならない。

（実施希望者の申込）

第８条　長官は、防衛省以外の者で国有特許権等について、通常実施権の許諾を希望する者（以下「実施希望者」という。）に、その旨を長官の定める書類を添えて申込をさせるものとする。

（実施契約の締結）

第９条　長官は、前条の規定による申込があつたときは、国有特許権等について通常実施権の許諾をするかどうかの決定をし、通常実施権の許諾をすると決定したときはその旨を実施希望者に書面により通知するとともに、通常実施権の許諾に関する契約（以下「実施契約」という。）を締結するものとし、通常実施権の許諾をしないと決定したときはその旨を実施希望者に書面により通知するものとする。

２　前項の実施契約の内容については、特許庁長官の定めるところを基準とする。

（発明等の実施許諾実績の報告）

第10条　長官は、国有特許権等に係る発明等を防衛省以外の者に実施許諾した毎会計年度の実績を様式第５による国有発明等実施許諾状況報告書により翌年度５月31日までに防衛大臣に報告しなければならない。

第３章　雑則

（変動の通知）

第11条　長官は、第５条の規定により国有特許権等に係る発明等については各機関の長が防衛省の部内において実施している場合又は第９条第１項の規定により国有特許権等について実施契約を締結している場合において、当該国有特許権等に変動があつたときは、遅滞なく、その旨を当該各機関の長又は当該実施契約の相手方に書面により通知しなければならない。

（特許を受ける権利等）

第12条　職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号）第５条第１項の規定により、又は研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）第２条第１号に規定する研究委託契約若しくは同条第２号に規定する研究委託性のある請負契約に基づく研究開発又は同条第３号に規定する試作契約に基づく試作により、国に帰属した特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利又は意匠登録を受ける権利（国以外の者との共有に係るものを含む。）の管理については、第３条から第６条までの規定を準用する。

（委任規定）

第13条　この訓令に定めるもののほか、国有特許権等の管理について必要な事項は、長官が防衛大臣の承認を得て定める。

2　前項の規定により定めた事項については、長官は、各機関の長に通報しなければならない。

附　則（抄）

1　この訓令は、昭和40年１月８日から施行する。

2　この訓令施行前に調製した国有財産台帳、国有財産増減及び現在額計算書並びに国有財産増減及び現在額報告書については、この訓令に基づいてなされたものとみなす。

3　第12条の規定は、旧研究委託契約又は試作契約に伴う工業所有権の取扱に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第32号）の定めるところにより締結した契約により国に帰属し、又は帰属することとなる特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の管理について準用する。

附　則（昭和48年10月15日庁訓第49号）（抄）

1　この訓令は、昭和48年10月15日から施行する。

附　則（昭和59年６月30日庁訓第37号）（抄）

1　この訓令は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（平成元年３月４日庁訓第６号）（抄）

1　この訓令は、平成元年３月４日から施行する。

5　この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（平成５年３月23日庁訓第７号）（抄）

1　この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成５年６月30日庁訓第45号）

この訓令は、平成５年７月１日から施行する。

附　則（平成９年１月17日庁訓第１号）

この訓令は、平成９年１月20日から施行する。

附　則（平成13年１月６日庁訓第２号）（抄）

1　この訓令は、平成13年１月６日から施行する。

5　この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附　則（平成14年３月29日庁訓第41号）

この訓令は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月27日庁訓第12号）（抄）

1　この訓令は、平成18年３月27日から施行する。

附　則（平成18年７月28日庁訓第83号）

１　この訓令は、平成18年７月31日から施行する。
２　この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（平成19年１月５日省訓第１号）（抄）

（施行期日）
１　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年８月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）
１　この訓令は、平成19年９月１日から施行する。

附　則（平成20年３月25日省訓第12号）（抄）

（施行期日）
１　この訓令は、平成20年３月26日から施行する。

附　則（平成21年７月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年８月１日から施行する。

附　則（平成27年10月１日省訓第39号）（抄）

（施行期日）
第１条　この訓令は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日省訓第21号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月20日省訓第８号）

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。
２　この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附　則（令和２年12月28日省訓第67号）

（施行期日）
１　この訓令は、令和２年12月28日から施行する。

（経過措置）
２　この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和４年３月15日省訓第10号）

この訓令は、令和４年３月17日から施行する。

附　則（令和４年３月31日省訓第48号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正後の職務発明に関する訓令の規定は、令和４年４月１日以降に完成した職務発明について適用し、同日前に完成した職務発明については、なお従前の例による。

附　則（令和４年７月25日省訓第63号）

この訓令は、令和４年７月25日から施行する。

様式第１（第５条関係）

国有発明等部内実施通知書

記　号　番　号
令和　年　月　日

防衛装備庁長官　　殿
（技術戦略部技術振興官気付）

各機関の長

下記のとおり国有発明等の部内実施を通知する。

記

1　実施箇所
2　特許（実用新案登録又は意匠登録）番号
3　発明（考案）の名称（意匠に係る物品）
4　共有関係
5　実施開始　　令和　　年　　月　　日
6　特 記 事 項

（備　考）
用紙は、日本産業規格Ａ列４番の大きさとする。

様式第２（第６条関係）

国有発明等部内実施終了通知書

記　号　番　号
令和　年　月　日

防衛装備庁長官　　殿
（技術戦略部技術振興官気付）

各機関の長

下記のとおり国有発明等の部内実施終了を通知する。

記

1　実施箇所
2　特許（実用新案登録又は意匠登録）番号
3　発明（考案）の名称（意匠に係る物品）
4　共有関係
5　実施終了　　令和　　年　　月　　日
6　特記事項

（備　考）
様式第１の備考と同様とする。

様式第３（第７条関係）

記　号　番　号
令和　年　月　日

防衛装備庁長官　　殿
（技術戦略部技術振興官気付）

各機関の長

国有発明等部内実施状況通知書（令和　年度分）
特許（実用新案又は意匠）権

特許（実用新案登録又は意匠登録）番号	発明（考案）の名称（意匠に係る物件）	共有関係	発明（考案又は意匠の創作）者		実施の状況
			所属部局	氏名	

（備　考）

１　この報告書は、特許権、実用新案権、意匠権別に作成する。

２　用紙は、日本産業規格Ａ列４番の大きさとする。

３　共有関係の欄には、他の共有者の所属及び氏名国の持分の割合等を記載する。

４　「所属部局」の欄には、原所属部局と現在の所属部局を併記する。なお、現在の所属部局は、括弧書きとする。

５　「実施の状況」の欄には、価額、数量、実施箇所等を次の要領により記載する。

（１）価額

イ　物の発明に関する特許については、特許に係る部分が、製品の全部である場合は、その製品の価額とし、特許に係る部分が製品の一部である場合は、その特許部分の価額が明確なときはその価額、不明確なときは特許部分が製品全体の中で占める割合から算出した価額とする。

ロ　物を生産する方法の発明に関する特許については、特許に係る方法によって生産した製品の価額とする。

ハ　方法の発明に関する特許については、特許に係る方法を実施するために必要な装置がある場合は、その装置の価額とし、その他の場合は、その特許を評価するに最も適当と認められる価額とする。

ニ　実用新案及び意匠については、物の発明に関する特許の場合と同様とする。

（２）数量

イ　物の発明に関する特許及び物を生産する方法の発明に関する特許については、当該年度内に製作した特許に係る製品の数量とする。

ロ　方法の発明に関する特許については、特許に係る方法を実施するために必要な装置がある場合は、当該年度内に製作した装置の数量とし、その他の場合は、当該年度内に特許に係る方法を使用した回数とする。

（３）実施箇所

イ　当該発明等を実施した箇所を記載する。

ロ　実施箇所が２箇所以上の場合は、実施箇所別に価額及び数量を記載する。

様式第４（第７条関係）

記　号　番　号
令和　年　月　日

防衛大臣　殿

防衛装備庁長官

国有発明等部内実施状況報告書（令和　年度分）
特許（実用新案又は意匠）権

特許（実用新案登録又は意匠登録）番号	発明（考案）の名称（意匠に係る物件）	共有関係	発明（考案又は意匠の創作）者		実施の状況
			所属部局	氏名	

（備　考）
様式第３の備考１から５までと同様とする。

様式第５（第10条関係）

令和　年　月　日

防衛大臣　殿

防衛装備庁長官

国有発明等部内実施許諾状況報告書（令和　年度分）

区分 権利別	特許（実用新案登録又は意匠登録）番号	発明（考案）の名称（意匠に係る物件）	共有関係	発明（考案又は意匠の創作）者		実施許諾相手方	実施契約の内容	実施料
				所属部局	氏名			
特許権								円
	計　　件							計　円
実用新案権								円
	計　　件							計　円
意匠権								円
	計　　件							計　円
合　計　　件								合計　円

（備　考）

1　「実施契約の内容」の欄には、契約、範囲、その他の条件等を記載する。

2　「実施料」の欄には、実施料及びその徴収状況等を記載する。

3　その他は、様式第３の備考１から４までと同様とする。